

鷲ノ木遺跡（当初指定地区他）整備工事 特記仕様書 1

第1章 総 則

第1節 適用

1. 本業務は、図面及び下記に示す図書のほかこの特記仕様書（以下「特仕」という）によるものとする。
 - ①文化財保護法
 - ②北海道土木工事共通仕様書 令和6年10月（以下、「共仕」という）
 - ③公園緑地工事共通仕様書 国土交通省（令和6年5月版）
 - ④その他関係する法令及び規程（特に対象範囲に所在する高速道路及びトンネルに関するもの）
2. 記載内容については、「特仕」が「共仕」に優先するものとする。
3. 「特仕」、「共仕」に記載のない事項、及び記載内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。なお、本仕様書でいう「監督員」とは発注者が指定する代理者とする。

第2節 表示板の設置

1. 請負者は、工事の施工にあたって、工事現場において公衆が見えやすい場所に、工事内容、工事種別、工事期間、発注者、工事請負者等を記載した表示板を設置しなければならない。

第3節 工程表の提出若しくは工程計画

1. 請負者は工事受注後、速やかに実施工程表を作成し監督員に報告すること。
2. 請負者は工期中、週間工程を作成し監督員に報告をすること。

第4節 工事進捗状況の報告

1. 請負者は実施工程表に基づき施工を行い、工事進捗状況を監督員に報告をすること。
2. 請負者は施工上の疑義が生じた場合には速やかに監督員に報告し、必要な指示を受け対応策を講じること。また、必要に応じて図面・写真等により監督員と協議すること。

第5節 設計変更

1. 本工事は国の指定史跡（以下、「史跡」とする。）の整備工事である性格上、工事の休止・中止等を含む設計変更が想定されるが、この場合には、請負者はこれらの変更内容に関して監督員と協議しなければならない。
2. 設計変更を行う場合は、森町の規定によるものとする。
3. 現場における軽微な数量の増減による変更については、監督員の指示によるものとする。

第6節 検査及び現場立会

1. 北海道土木工事共通仕様書「1-1-1-23」に記載のある検査及び立会項目については請負者が行い、その結果を監督員に報告すること。ただし、下記項目及び監督員が指示する事項は必ず監督員

の検査又は立会を受けること。

〈立会検査〉

- ・各種材料検査
- ・各工種の段階確認
- ・史跡内の掘削

〈完成検査〉

- ・工事竣工時の出来形等検査

2. 工事完成時には、監督員立ち会いのもと完了検査を行うこととする。なお、竣工時には必要に応じ発注者の検査担当者による検査を行うこと。

第7節 材料承諾

1. 本工事で使用する材料並びに製品については、工事材料使用届け及び承諾願いを提出のうえ、監督員の承諾後使用すること。

第8節 工事完成図

1. 工事が竣工したときは工事完成図を作成し、監督員に提出すること。

第9節 交通安全管理

1. 標識類、防護柵等の安全施設については、現場条件に応じて設置するほか、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い必要な措置を講じること。

2. 安全対策について道路管理者及び所轄警察署との打合せ結果により変更等が生じた場合はその結果の内容に基づき、設計図書の変更を監督員に申し出て、承認を得るものとする。

第10節 工事保証

1. 施工引渡し後1年以内(特に指定のあるもの除く)において、瑕疵が認められる損害は請負者の負担において敏速丁寧に復旧すること。

第11節 疑義

1. 仕様書、設計書に定めのない事項及び定める事項に関して、疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、請負者は監督員の指示に従うものとする。

第12節 その他

1. 本工事に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。

2. 現場管理は労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀(服装・態度等)・衛生の取締り、ならびに火災、盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内では、火気の使用を禁止する。喫煙は、決められた場所で水を溜めた灰皿を用意して行うこととし、必要に応じて消火器等を用意して防火に努めること。

第2章 工事特記事項

第1節 工事意義

1. 本工事は文化財保存を目的にしたものである。従って、請負者は文化財保護法及び関連法令を順守するとともに、各作業の担当者に対しても十分その意義を理解させ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して施工を行うこと。なお、作業中に埋蔵遺物等が発見された場合には直ちに工事を止め、監督員に報告すること。
2. 本工事は史跡の整備という特殊な工事であるので、現場代理人・主任技術者及び工事に従事する作業員の人選にあたっては十分配慮すること。また、当該工事にあたり、工事の目的が遺跡への直接的工事であることを十分理解し細心の注意をもって当たるように努めること。
3. 本工事は史跡内（付図参照）で行う工事であることから、必要以上に工事範囲を拡大することのないよう努めること。
4. 本工事は、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構から道路法第32条に基づく占用の許可（平成24年1月）を受けて森町が管理している範囲が対象となっており、地下及び周辺にある高速道路及びトンネルへの影響を与えないように細心の注意をもって実施しなければならない。
5. 本整備に際して整備委員会を設けており監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で必要に応じて変更するものとする。

第2節 鷲ノ木遺跡トンネルの荷重について（付図参照）

1. 本工事の対象範囲には、地下及び周辺にある高速道路及びトンネル等の道路構造物の安全性のために荷重制限が設けられている。当設計では、荷重制限を考慮したものとなっているが、実際の施工時にも十分に留意する必要がある。
2. 荷重制限がある範囲で使用する工事車両の重量（積載重量含む）は上限を以下のものとする。
 - 1) 小型バックホウ 0.1 m³級：重量 4,430 kg
 - 2) 4t コンバインドローラ：重量 3,540kg
 - 3) 0.5t 級クローラダンプ：重量 1,355 kg（走行は仮設計画図（3）を参照）なお、工事車両の進入等の際は、事前に協議を行い、想定外の事態により道路構造物へ問題が生じることがないようにすること。

第3節 土工（付図参照）

1. 史跡内の掘削は最小限にとどめ、遺構面を掘削しないように適宜留意すること。また、掘削時は監督員の立ち会いのもとで行い、遺構等が見つかった場合は監督員の指示を仰ぐこと。
2. 史跡内において環状列石周辺は、基本的に掘削は発生せずに保護するものであり、盛土作業及び盛土材の運搬については、振動等により遺構に影響を及ぼす恐れがあることから重機の使用を不可とする。
3. 史跡内の盛土作業では、個別の石の高さによって盛土高を調整すること。また、盛土作業時は監督員の立ち会いの下で行うこと。
4. 環状列石内の陥没穴の埋め戻しは、監督員の立会のもと実施すること。

第4節 遺構表示工

1. 舗装転圧にプレートコンパクタ等を用いる場合は事前に監督員の下承を得ること。また、振動等により遺構に影響を及ぼすこと無いう、必要に応じて養生を行うこと。
2. 土層ベルト表示に用いる土木シートと列石範囲の交差部の処理方法は、監督員と協議の上で決定すること。
3. 遺構表示工詳細図（3）で示す石材の位置が現地と異なる場合には、監督員に報告すること。

第5節 植生工

1. 環状列石周辺の張芝範囲は、原則として植生工平面図に準拠するものとするが、石材の位置が現地と異なる場合や施工に不都合が生じる場合は、監督員と協議すること。
2. 植生シートの重ね代は横に 3cm～5cm、上下に 5cm～10cm 程度設けるものとする。
3. 植生シート及び植生マットの製品や種子配合について、事前に監督員の承認を得ること。

第6節 附属施設工

1. 附属施設の詳細な設置位置については監督員の指示を仰ぐこと。

第7節 車両の進入について

1. 当初指定地区への車両の進入について、高速道路下のトンネルを通過して西側出入口（連絡地区）までの通路は、道幅やトンネルの大きさにより、大型バスやトラック等は進入が不可能であり、マイクロバス（全長 7m、車幅 2.1m、車高 2.7m）程度までが進入可能となる。

第8節 その他

1. 設計図書及び仕様書等で判断が付かないものは、監督員と協議の上決定すること。
2. 上記協議決定事項についても工事意義に示したように、本整備にあたっては整備委員会を設けており、監督員の承認後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には監督員と協議を行った上で、必要に応じて変更するものとする。